第２章　計画区の概要

１　自然　～森林・林業の立場からみた自然的状況～

（１）　位置、構成

宮・庄川森林計画区(以下「計画区」という。)は、岐阜県の北部に位置し、高山市、飛騨市、白川村の２市１村から構成されています。

計画区の総土地面積は県土面積の 31%にあたる 333 千 ha で､そのうち森林面積は 93%にあたる 309 千 ha となっています。

計画区の国有林面積は 117 千 ha で､県平均国有林野率(森林面積に占める国有林面積の割合)21%を大きく上回る 38%と国有林の割合が高いのが特徴で、県境付近に集中している。(資料編第 3 章 1(1)ア参照)

計画区の北部は西北端の笈ヶ岳から東へ三ヶ辻山、白木峰、黒部五郎岳、三俣蓮華岳に至る連山で富山県と接しています。

東部は 3,000ｍを越す山が連なる飛騨山脈、いわゆる日本の尾根と言われる北アルプスの南部にあたり、その飛騨山脈から阿寺山地の北端部に位置する御嶽山までの連山で長野県と接しており、また、西部は、西北端の笈ヶ岳から白山連峰によって石川県と接し、別山から銚子ヶ峰で福井県と接しています。

南部は、飛騨と美濃との分水嶺を形成する位山、川上岳、烏帽子岳、鷲ヶ岳からなる位山分水嶺山地により、東側は、飛騨川森林計画区と西側は長良川森林計画区と接しています。

このように当該計画区は、四方を山に囲まれており、東の飛騨山脈と、西の白山を盟主とした両白山地の間には、富山湾に流れる神通川と庄川が流れ、その２つの河川にはさまれた山岳地帯は飛騨山地(高原(＝高地))と呼ばれる標高 1,000～1,500ｍの山地からなっています。

（２）　流域

計画区を流れる水系は、一部、飛騨川を経て木曽川に合流し、太平洋側に流れる区域がありますが、計画区のほとんどは、太平洋側との分水嶺を形成する位山分水嶺山地から日本海側に流れる神通川と庄川の２水系に大きく分かれています。

神通川水系は、地域中央から流れる宮川が小鳥川等と合流・北流し、飛騨山脈から流下する高原川と県境付近で合流し、神通川となって富山湾に注いでいます。

また、庄川水系は、高山市と郡上市境の山中峠付近に源を発し、一色川、御手洗川、尾上郷川、六厩川、大白川などの流れを集め北流しています。

この２水系は、計画区を囲む 1,000～3,000ｍ級の山岳地帯を源流とする水量豊かな水系です。
(資料編第 3 章 1(2)イ参照)

（３）　地質・土壌

計画区の北側は、日本列島の骨格をなし代表的な地質構造区分帯のうち日本列島最古の岩石類が分布する「飛騨帯」にあたり、その外側を帯状に取り囲む「飛騨外縁帯」、その南側には、「美濃帯中・古生層」が北東から西南西方向にのびています。飛騨帯はおもに変成岩にあたる片麻岩類で構成され、飛騨外縁帯は、礫岩層や結晶片岩として分布しています。飛騨帯および飛騨外縁帯を構成する岩石類を広範囲に花崗岩質岩石である「船津花崗岩類」が貫いており、両地帯をまたぐように覆って「手取層群」が分布し、おもに砂岩からなっています。

美濃帯は、古生代末期～中生代初期に形成された海成堆積物からなり、海底火山で形成された玄武岩質岩石や海底地すべりなどで形成されたメランジ堆積物が比較的多く分布しています。

また、太平洋側との分水嶺を形成する南部は火山性岩石の「濃飛流紋岩」およびそれを貫く深成岩の「花崗斑岩」が広く分布しています。
（資料編第３章１(2)ウ参照）

計画区の森林土壌の分布は、標高2,300～2,500m以上の高山帯では、主にハイマツが生育する未熟な乾性ポドゾル化土壌が分布し、標高1,500～1,600mから2,300m付近までの亜高山帯では、湿性ポドゾル化土壌、山地帯との境界線には暗色系褐色森林土壌が広く分布しています。標高 1,500m以下の低山帯では、広く褐色森林土壌が分布し、河川沿いの段丘堆積物の分布する地域や山麓の緩斜面には、黒ボク土壌がみられます。また、亜高山帯や低山帯の痩せた尾根上には、乾性ポドゾル化土壌がみられ、旧神岡町山の村地区の平坦な古い地形面、旧上宝村荒原地区の三脚部や大雨見山の山頂平坦部、旧丹生川村新張築には、赤色土壌、赤色系褐色森林土壌が分布しています。

（４）　気候

計画区の気候は、総体的には日本海型気候に属し、冬期は寒冷多湿であり、年平均気温は10℃前後であるが、標高の高い旧荘川村六厩では年平均気温で８℃を下回っています。また、年降水量については、旧高山市では1,900㎜程度であるのに対し、白川村や旧荘川村六厩では2,600㎜ほどに達しています。特に、計画区北部の白川村、旧河合村、旧宮川村などでは、豪雪に見舞われることが多く、降水量の25%は降雪によるもので、根雪期間が120日以上に達することもあります。
（資料編第３章１(2)オ参照）

（５）　植生

計画区の民有林の人工林率は、県平均の47%を14ポイント下回る33%で、県内で一番天然林の占める割合が高い地域となっています。
計画区は、標高約200mから3,200mと大きな標高差から、植生も多様で、特に白山山麓周辺では、ブナ、ミズナラを主体とする原生林が面的に広範囲にわたって残っており、県下でも極めて自然度の高い貴重な自然環境を残しています。
標高1,500m以下ではブナ、ミズナラなどの山地帯落葉広葉樹林が広がっています。
標高2,300～2,500m付近までの亜高山帯ではコメツガ、シラビソ、オオシラビソ、アオモリトドマツなどを主体とする針葉樹林で本県がほぼ南限となっています。
標高2,300～2,500m以上は、ハイマツ低木林等の高山帯となります。
計画区の西側、両白山地の2,300～2,500m以下では、コメツガ、シラビソ、オオシラビソを主体とする常緑針葉樹林帯を欠き、これらの樹種に代わり、ダケカンバがみられます。
また、ブナ帯の窪地(天生峠など)にホロムイソウ、ヒメシャクナゲ、ミズバショウなどがある高層湿原がみられます。こうした寒冷地の高層湿原は北日本では比較的多く見られますが、岐阜県はその分布の南限にあたります。

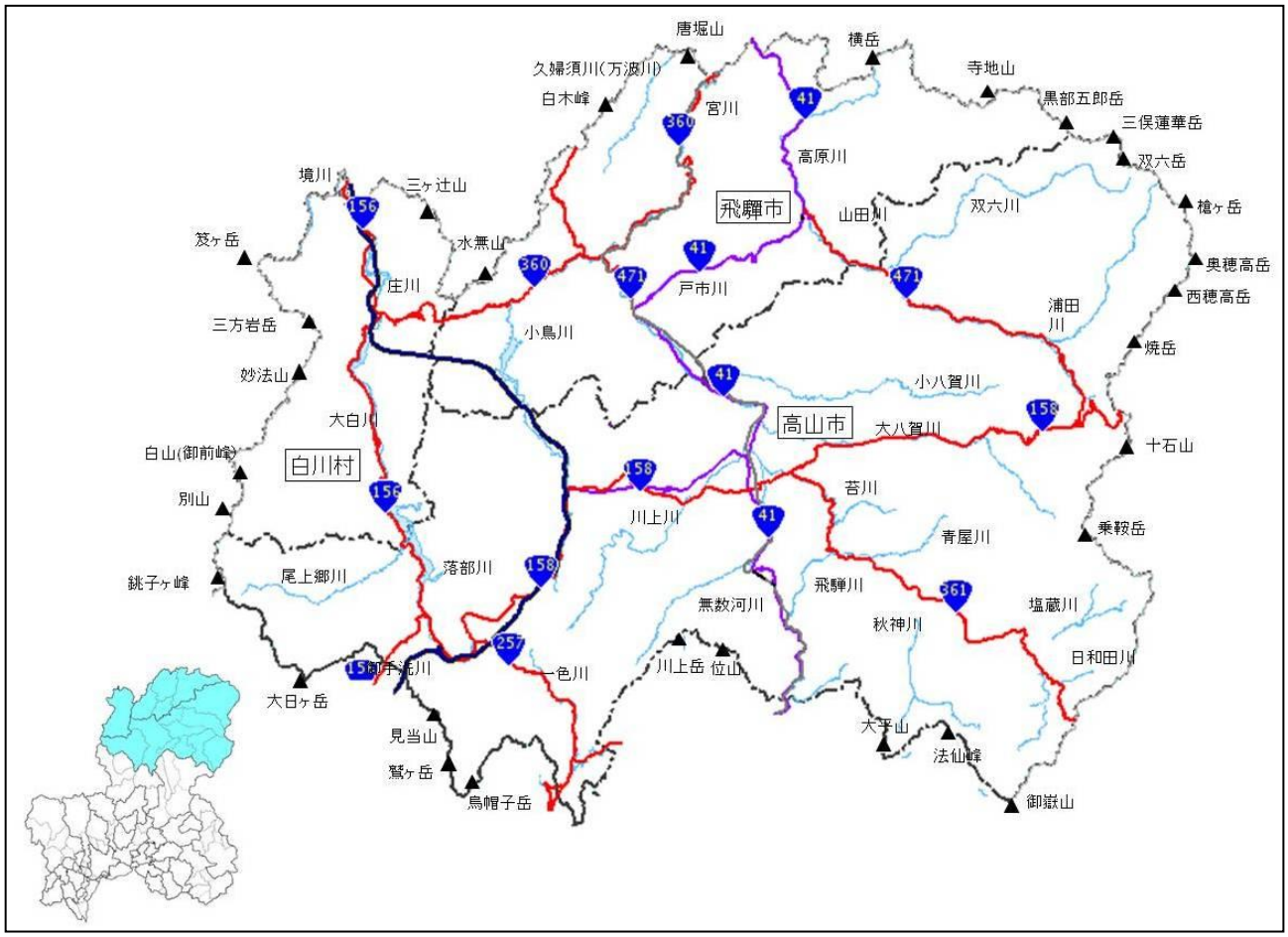

図 2-1-1 宮・庄川地域森林計画区の概要

２　社会経済　～森林・林業・木材産業に関わる社会的状況～

（１）　人口・世帯数・高齢化

岐阜県の人口は平成 11 年に過去最多となる 2,120 千人に達し､その後は緩やかな減少に転じています。一方、県内の世帯数は増加傾向にあり、平成 30 年 10 月 1 日現在の世帯数は対前年同月比 4.6 千世帯増の 768 千世帯となっています。

65 歳以上の人口割合は、県全体の 29.6%（H30.10.1）に対し、計画区全体では 4.4 ポイント高い 34.0%です。

（２）　市町村合併等

行政事務の広域化によるコスト削減への要請等により全国的に市町村合併が進展しました。

本計画区域では、平成 16 年 2 月 1 日に旧古川町・河合村・宮川村・神岡町が合併し、飛騨市が誕生し、平成 17 年 2 月 1 日には旧丹生川村・清見村・荘川村・宮村・久々野町・朝日村・高根村・国府町・上宝村が高山市に編入され、東京都並みの面積を有する新市が誕生しました。これにより、15 市町村(1 市 4 町 10 村)から 3 市村(2 市 1 村)へと５分の１となりました。

（３）　地籍調査

平成30年度末現在の地籍調査の全国平均達成率52%に対し、岐阜県はわずか17.0%と大きく遅れています。計画区内において、達成率では、岐阜県全体より1.8ポイント高い18.8%で、森林においても県全体15.7%より3.5ポイント高い19.2%となっています。

（４）　産業等の状況

計画区内の15歳以上の就業者数は県全体の6.1%（平成27年国勢調査）を占めます。就業者数に対する林業就業者の割合では、県全体の0.19%に対し計画区全体では0.04%となっており、林業就業者の県全体に対する計画区内の割合は、20.4%となっています。

（５）　交通

計画区内の鉄道は、JR高山本線が旧久々野町から旧宮川村にかけて縦貫しています。

道路については、計画区の東側は、南北に国道41号が縦貫し、高山市で福井県と長野県を結ぶ国道158号と交差し、富山県と結ぶ国道360号、長野県と結ぶ国道361号等の国道や主要地方道、県道が道路網を形成しています。また、計画区の西側は、国道156号が南北に縦貫し長野県を結ぶ国道158号と一部重複するほか、富山県から天生峠を経て石川県を結ぶ国道360号(一部不通区間は白山スーパー林道が結んでいる。)と交差するなど山岳地帯の道路輸送に貢献しています。

一方では、中部縦貫自動車道、東海北陸自動車道により都市部と直結し、高速道路を中心とした交通網が形成されています。

また、旧丹生川村には県内で唯一の農道空港が設置されており、大都市の市場と直結した農産物の輸送に貢献しています。

（６）　観光

計画区内には、乗鞍岳、穂高連峰を中心とした中部山岳国立公園、白山連峰を抱く白山国立公園、位山舟山、宇津江四十八滝、奥飛騨数河流葉、せせらぎ渓谷、天生県立自然公園等の自然資源に恵まれ、これらを背景に世界文化遺産に登録された白川郷、古都高山や古川の町並み、国宝や重要文化財に指定されている神社仏閣等、県下でも屈指の豊富な観光資源を有しています。

また、重要無形民俗文化財に指定されている高山祭、古川祭・起こし太鼓、どぶろく祭等全国的にも有名な祭事も多くあります。

このほかに、豊かな自然を活用した観光スポットやスキー場、キャンプ場などレクリエーション施設が整備され、奥飛騨温泉郷等温泉も多数散在しています。

３ 森林・林業の状況

（１） 森林面積・蓄積

計画区の森林面積は、計画区の総土地面積 332.7 千 ha の 92.8%に当たる 308.7 千 ha で、全県下森林面積の 35.8%を占めています。このうち、国有林が 117.3 千 ha で 38.0%、民有林が 191.4 千 ha で 62.0%を占めています。(資料編第 3 章 1(1)ア参照)

また、計画区の森林蓄積は、54,996 千㎥で、全県下森林蓄積の 30.0%を占めています。このうち、国有林が 16,350 千㎥で 29.7%、民有林が 38,646 千㎥で 70.3%を占めています。(資料編第 3 章 1(1)イ参照)

（２） 民有林の森林資源構成

計画区の樹種別面積はスギが 15.0%、ヒノキが 13.4%、カラマツ 3.9%となっており、県全体(スギ：15.9%、ヒノキ：26.5%、カラマツ：1.2%)と比較するとヒノキの割合が低くなっています。また、計画区の天然林の割合：61.8%は県全体：51.2%に比べて高いことも特徴です。

一方、計画区の人工林は１１齢級をピークとした構成となっています。

（３） 民有林の所有構造

計画区の民有林の所有形態は、個人の所有割合が 46.4%と県全体の 54.2%と比べ低くなっています。

所有規模別林家数は、5ha 未満が県全体の 85.7%に対して、75.9%と低くなっています。

在・不在別の割合は、不在（市町村）者数が計画区は 29.2%で、県全体の 31.5%と比べて低くなっています。

（４） 森林技術者

計画区の森林技術者数は、222 名で、県全体の 23.8%を占めています。このうち森林組合の雇用が 103 名で計画区全体の 46.4%であり、県平均の 36.5%と比べて高くなっています。一方、会社雇用は 95 名で計画区全体の 42.8%を占め、県平均の 46.0%と比べて低くなっています。

（岐阜県森林・林業統計書　平成 29 年度版より）

（５） 特用林産物の生産量

計画区内における食用キノコ類の生産では、生しいたけ、なめこの割合が高く、生しいたけの生産量は 510 t で県全体の 23.6%、なめこの生産量は 424 t で県下のほぼ 100%を占めています。

（岐阜県森林・林業統計書　平成 29 年度版より）

（６） 保安林の配備状況

計画区の保安林面積は、国有林 115.3 千 ha、民有林 76.8 千 ha で、民有林に占める保安林の割合は 40.1%で県平均の 36.5%に比べ高くなっています。

なお、民有林の保安林種別割合では、水源かん養保安林と土砂流出防備保安林とで占める割合は、県下全体の 95.4%に対して計画区では 95.9%と同程度ですが、このうち水源かん養保安林の割合が高いのが計画区の特徴です。

（岐阜県森林・林業統計書　平成 29 年度版より）

（７）　自然公園等

計画区内には、国立公園として中部山岳国立公園(24,219ha)、白山国立公園(14,017ha)が、県立自然公園として奥飛騨数河流葉県立自然公園(2,959ha)、宇津江四十八滝県立自然公園(800ha)、位山舟山県立自然公園(2,656ha)、野麦県立自然公園(428ha)、せせらぎ渓谷県立自然公園(1,318ha)、天生県立自然公園(1,638ha)、御嶽山県立自然公園(4,276ha)の計９箇所の自然公園が指定されている県内屈指の美しい自然に恵まれた地域です。このほか、生活環境保全が６箇所 749ha、自然休養林が２箇所あり、人々の保健休養の場として広く利用されています。

また、長距離自然歩道として、中部北陸自然歩道が 10 コース 100.5㎞のコースが整備され、地域の豊かな自然や史跡・文化に親しむことができます。

（岐阜県森林・林業統計書　平成 29 年度版より）

４　計画の対象とする森林の区域

表 2-4-1 における地域森林計画対象民有林の区域を、この計画書の対象森林とします。

表 2-4-1 地域森林計画対象民有林

単位（面積：ｈａ）

区分		地域森林計画対象民有林	対象外面積	民有林面積計
計画区総数		191,101.38	311.26	191,412.64
飛騨	高山市	119,539.48	217.94	119,757.42
	飛騨市	56,409.76	85.78	56,495.54
	白川村	15,152.14	7.54	15,159.68

※詳しい区域は、岐阜県林政課、岐阜県各農林事務所及び岐阜県内関係市町村に配備する森林計画図による。

※地域森林計画の対象とする民有林（次の①の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林並びに海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除き、次の③の事項については保安林及び保安施設地区の区域内の森林を除く。）は、①森林法第 10 条の 2 に基づく林地の開発行為の許可制、②森林法第 10 条の 7 の 2 第 1 項の森林の土地の所有者となった旨の届出制及び③森林法第 10 条の 8 に基づく伐採及び伐採後の造林の届出制の対象となる。